

○伊豆の国市環境基本条例

平成25年3月18日条例第8号

改正

平成28年2月26日条例第10号

伊豆の国市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生育する動植物等の自然の構成要件を有効に活用することにより、環境に優しく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築すること

の重要性と責務を認識し、市、市民、事業者及び滞在者が、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、本市の中央に広がる田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識のもとに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であるため、地球環境の保全に資するように行なわなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的及び社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境施策を策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び滞在者（以下「市民等」という。）の参加及び協力を促進し、その意見を聴取し、及び反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、自らの事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、市民等が環境の保全及び創造のために行なう活動を支援し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

- 2 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、水資源及びエネルギーの有効的利用、廃棄物の減量と資源化等を図ることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
- 3 市民は、自然環境の適正な保全のため、生活排水の浄化、地下水の保全、花き緑化の推進等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。
- 3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を

行なうに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に資するため、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、役務等の利用等に努めるとともに、製品その他の物が廃棄物になった場合において適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、本市の区域における活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境施策の総合的かつ中長期的な大綱

(2) 環境の保全及び創造のために、市及び市民等のそれぞれ配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、第26条に規定する伊豆の国市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(生活環境の保全)

第9条 市は、市民等の健康の保護と、清潔で美しい街づくりを積極的に推進し、快適な生活環境の保全を図るため、公害、ごみ処理その他環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、水資源、森林、農地、公園等における花と緑の調和した自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めなければならない。

(快適な環境の創造)

第11条 市は、潤いと安らぎのある環境の創造、良好な景観の確保、貴重な自然環境の保存及び活用を図ることにより、市民生活の快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かな調和を確保するよう努めなければならない。

(環境負荷の少ない循環型社会の実現)

第12条 市は、環境負荷の少ない循環型社会の実現に資するため、市民等による資源の有効かつ循環的利用、廃棄物の減量と資源化、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(諸事業の立案等に当たっての配慮)

第13条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる事業を立案し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及びエコアクション21との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要と認めるときは、関係行政機関と協議の上で、法令に基づき必要な規制又は指導の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第15条 市は、市民等が事業活動、日常生活又は来遊中の行動における環境負荷の低減のため適切な措置をとることを誘導するため、調査及び研究を行ない、その結果、必要があると認めるときは、そのための措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解と関心が深められ、その活動意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第19条 市は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する環境の保全に関する措置について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(指導、勧告等)

第20条 市は、良好な環境に対する侵害又は侵害のおそれがあると認められるときは、これを防止

又は排除するため、その原因者に対し、説明又は報告を求め、必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握するために必要な調査、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 市は、市の各部署との連携を図り、環境施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(公害等に係る苦情処理)

第23条 市は、公害、騒音、不法投棄等に係る苦情処理については、国、県その他の行政機関（以下「関係行政機関」という。）と連携し、迅速かつ適正に処理するよう努めなければならない。

(関係行政機関との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造を推進するための広域的な取組が必要となる施策を実施するに当たっては、関係行政機関と協力して行うよう努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全に関する市民等の自発的な行動を助長するとともに協働による施策を推進するものとする。

(環境審議会)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して必要な事項を調査審議するため、伊豆の国市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 環境施策に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定により、その権限に属する事務

(組織及び任期)

第27条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者

(2) 公共的団体の代表者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

3 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

6 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(伊豆長岡町環境美化整備の促進に関する条例の廃止)

2 伊豆長岡町環境美化整備の促進に関する条例(平成2年伊豆長岡町条例第3号)は、廃止する。

(菰山町まちをきれいにする条例の廃止)

3 菰山町まちをきれいにする条例(平成11年菰山町条例第8号)は、廃止する。

(伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例の廃止)

4 伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例(平成2年伊豆長岡町条例第20号)は、廃止する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中

水道事業等経営審議会の委員	日額10,000円	を
	半日額6,000円	

」

「 _____ 」

水道事業等経営審議会の委員	日額10,000円 半日額6,000円
環境審議会の委員	日額10,000円 半日額6,000円

に改める。

」

附 則（平成28年 2 月26日条例第10号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。